

総合オープン通信網サービス契約約款

平成28年7月1日

KDDIまとめてオフィス株式会社

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 条 約款の適用
- 第 2 条 約款の変更
- 第 3 条 用語の定義

第 2 章 総合オープン通信網サービスの品目等

- 第 4 条 総合オープン通信網サービスの品目等

第 3 章 総合オープン通信網サービスの提供区間等

- 第 5 条 総合オープン通信網サービスの提供区間等

第 4 章 総合オープン通信網契約

- 第 6 条 契約の単位
- 第 7 条 総合オープン通信網申込の方法
- 第 8 条 総合オープン通信網契約申込の承諾
- 第 9 条 端末回線の終端
- 第 10 条 端末回線の収容
- 第 11 条 総合オープン通信網サービスの品目等の変更
- 第 12 条 加入契約回線又は端末回線の移転
- 第 13 条 総合オープン通信網サービスの利用の一時中断
- 第 14 条 総合オープン通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第 15 条 総合オープン通信網契約者が行う総合オープン通信網契約の解除
- 第 16 条 当社が行う総合オープン通信網契約の解除
- 第 17 条 その他の契約内容の変更
- 第 18 条 その他の提供条件

第 5 章 利用中止等

- 第 19 条 総合オープン通信網サービスの利用中止
- 第 20 条 総合オープン通信網サービスの利用停止
- 第 21 条 総合オープン通信網サービスの接続休止

第6章 通信

通信利用の制限等

第22条 通信利用の制限等

第22条の2 同上

第23条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

第7章 回線相互接続

第24条 回線相互接続

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第25条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第26条 定額利用料の支払義務

第27条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

第28条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

第29条 割増金

第30条 延滞利息

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

第31条 協定事業者に係る債権の譲受等

第9章 最低利用期間

第32条 最低利用期間

第10章 保守

- 第33条 総合オープン通信網契約者の維持責任
- 第34条 総合オープン通信網契約者の切分責任
- 第35条 修理又は復旧の順位

第11章 損害賠償

- 第36条 責任の制限
- 第37条 免責

第12章 雑則

- 第38条 承諾の限界
- 第39条 利用に係る総合オープン通信網契約者の義務
- 第40条 総合オープン通信網契約者からの端末回線等の設置場所の提供等
- 第41条 総合オープン通信網契約者からの通知
- 第42条 総合オープン通信網契約者の氏名等の通知
- 第43条 協定事業者からの通知
- 第44条 総合オープン通信網契約者に係る情報の利用
- 第45条 協定事業者等による総合オープン通信網サービスに係る料金の回収代行
- 第46条 総合オープン通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第47条 法令に規定する事項
- 第48条 閲覧

第13章 附帯サービス

- 第49条 附帯サービス

別記

- 1 総合オープン通信網サービスの提供区間
- 2 総合オープン通信網契約者の地位の継承
- 3 総合オープン通信網契約者の氏名等の変更
- 4 総合オープン通信網契約者の禁止行為
- 5 総合オープン通信網契約者からの端末回線等又はの設置場所の提供等
- 6 自営端末設備の接続
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 8 自営電気通信設備の接続
- 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 10 当社の維持責任
- 11 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等
- 12 支払証明書の発行
- 13 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 14 端末設備の提供
- 15 新聞社等の基準
- 16 総合オープン通信網サービスに係る技術資料の項目

料金表

通則

- 第1 基本利用料
- 第2 工事費
- 第3 附帯サービスに関する料金等

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この総合オープン通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより総合オープン通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、これにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、総合オープン通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 契約事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務（以下「卸役務」といいます。）を当社に提供する電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）
4 総合オープン通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）であって、当社が契約事業者から提供される卸役務に基づいて利用するもの
5 総合オープン通信網サービス	総合オープン通信網を使用して行う電気通信サービス（第17欄に定める利用回線又は第14欄に定める端末回線（利用回線に相当するものに限ります。）を使用して行うものであって、かつ総合オープン通信網内の通信について通信帯域を確保しないものに限ります。）
6 総合オープン通信網サービス取扱所	総合オープン通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所

7 総合オープン通信網契約	当社から総合オープン通信網サービスの提供を受けるための契約
8 総合オープン通信網契約者	当社と総合オープン通信網契約を締結している者
9 相互接続点	契約事業者と契約事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき契約事業者が契約事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点（総合オープン通信網と契約事業者以外の電気通信事業者の電気通信設備との接続点に限ります。）
10 網接続点	総合オープン通信網と契約事業者の電気通信回線設備（総合オープン通信網に相当するものに限ります。）との接続点
11 協定事業者	契約事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
12 他社接続回線	相互接続点を介して総合オープン通信網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者のIP通信網サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所（以下「他社接続回線の終端」といいます。）との間に設置されるもの
13 取扱所交換設備	電気通信回線を収容するために総合オープン通信網サービス取扱所に設置される交換設備
14 端末回線	総合オープン通信網契約に基づいて設置される電気通信回線であって、その電気通信回線の終端（加入契約回線と接続するものを除きます。以下「端末回線の終端」といいます。）とその直近の総合オープン通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備との間の電気通信回線
15 端局	端末回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所
16 加入契約回線	（1）相互接続点を介して他社接続回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備 （2）端局を介して端末回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備
17 利用回線	相互接続点を介して総合オープン通信網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者のIP通信網サービスに係る契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
18 ユーザID	総合オープン通信網契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社が総合オープン通信網契

	約に基づいて当該総合オープン通信網契約者に割り当てるもの
19 パスワード	総合オープン通信網契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当該総合オープン通信網契約者が当社に通知するもの
20 IPアドレス	インターネットプロトコルバージョン4で定められているアドレス（インターネットで利用可能なものに限りません。）
21 IPv6アドレス	インターネットプロトコルバージョン6で定められているアドレス（インターネットで利用可能なものに限りません。）
22 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
23 端末回線等	端末回線及び端末回線の終端に設置されている端末設備
24 自営端末設備	総合オープン通信網契約者が設置する端末設備
25 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信回線設備を設置するものに限りません。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
26 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）、IPルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
27 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
28 IPv4／IPv6デュアルスタック機能	取扱所交換設備において、IPv4パケットとIPv6パケットの識別を行い、それぞれのパケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。

第2章 総合オープン通信網のサービスの品目等

(総合オープン通信網サービスの品目等)

第4条 総合オープン通信網サービスには、料金表第1(基本利用料)に定める品目又は通信の態様による細目等があります。

第3章 総合オープン通信網サービスの提供区間等

(総合オープン通信網サービスの提供区間等)

第5条 当社の総合オープン通信網サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が指定する総合オープン通信網サービス取扱所において、総合オープン通信網サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第4章 総合オープン通信網契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1のユーザIDごとに1の総合オープン通信網契約を締結します。この場合において、総合オープン通信網契約者は、1の総合オープン通信網契約につき1人に限ります。

(総合オープン通信網契約申込の方法)

第7条 総合オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 利用回線の終端又は端末回線の終端の場所
- (2) その他総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

(総合オープン通信網契約申込の承諾)

第8条 当社は、総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。
- (2) 総合オープン通信網契約の申込みをした者が総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その利用回線と総合オープン通信網との相互接続に関し、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) 総合オープン通信網契約の申込みをした者が第20条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 総合オープン通信網契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) 第39条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) その他総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(端末回線の終端)

第9条 その加入契約者回線が端局を介して端末回線と接続するものである場合、当社は、端局（総合オープン通信網契約者との協議により当社が指定した端局とします。）と同一の構内、同一の建物内又は同一の地域内の総合オープン通信網契約者が指定した建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。

2 前項の地点は、総合オープン通信網契約者との協議により当社が定めます。

(端末回線の収容)

第10条 端末回線は、その端末回線の終端のある場所にに基づき当社が指定する端局に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、端末回線を収容する端局を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第35条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、端末回線を収容する端局を変更することがあります。

(総合オープン通信網サービスの品目等の変更)

第11条 総合オープン通信網契約者は、総合オープン通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1(基本利用料)に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(総合オープン通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(加入契約回線又は端末回線の移転)

第12条 総合オープン通信網契約者は、加入契約回線又は端末回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(総合オープン通信網契約の申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(総合オープン通信網サービスの利用の一時中断)

第13条 当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、総合オープン通信網サービスの利用の一時中断(当該総合オープン通信網契約に基づいて利用する総合オープン通信網サービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(総合オープン通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第14条 総合オープン通信網契約者が総合オープン通信網契約に基づいて総合オープン通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(総合オープン通信網契約者が行う総合オープン通信網契約の解除)

第15条 総合オープン通信網契約者は、総合オープン通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う総合オープン通信網契約の解除)

第16条 当社は、第20条(総合オープン通信網サービスの利用停止)の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止をされた総合オープン通信網契約者がなおその事実を

解消しない場合は、その総合オープン通信網契約を解除することがあります。

- 2 当社は、総合オープン通信網契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、総合オープン通信網サービスの利用停止をしないでその総合オープン通信網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その総合オープン通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを総合オープン通信網契約者に通知します。

(その他の契約内容の変更)

- 第17条 当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第7条（総合オープン通信網契約申込の方法）第2号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

- 第18条 総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第5章 利用中止等

(総合オープン通信網サービスの利用中止)

第19条 当社は、次の場合には、総合オープン通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は契約事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第22条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 総合オープン通信網サービスにあっては、ユーザID又はパスワードの漏洩が想定される事態を発見したとき。
 - (4) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定により総合オープン通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(総合オープン通信網サービスの利用停止)

第20条 当社は、総合オープン通信網契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(その総合オープン通信網サービスに係る料金その他の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金(当社が総合オープン通信網サービスに係る料金と料金月(1の暦月の起算日(当社が総合オープン通信網契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。))単位で一括して請求するものに限ります。))をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その総合オープン通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第39条(利用に係る総合オープン通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、端末回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 端末回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を端末回線等から取り外さなかったとき。
 - (5) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者が、そのいずれかの総合オープン通信網契約において、第39条(利用に係る総合オープン通信網契約者の義務)の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての総合オープン通信網契約に係る総合オープン通信網サービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を総合オープン通信網契約者に通知します。

ただし、第1項第2号若しくは前項の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

4 総合オープン通信網契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その総合オープン通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことが総合オープン通信網サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、その総合オープン通信網契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（総合オープン通信網サービスの接続休止）

第21条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、総合オープン通信網契約者が総合オープン通信網サービスを全く利用することができなくなったときは、総合オープン通信網サービスの接続休止（総合オープン通信網サービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、その総合オープン通信網サービスについて、総合オープン通信網契約者から総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は総合オープン通信網契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により総合オープン通信網サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。

3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。

第6章 通信

第1節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第22条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている加入契約回線等（加入契約回線にあっては、その加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又は端末回線とします。）であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、総合オープン通信網サービスに係る利用者が利用回線を使用して相互接続点に接続又は端末回線を使用した場合において、次のいずれかに該当するときは、その接続を切断することがあります。
 - (1) 同一のユーザIDにより同時に2以上の通信を行うとき。
 - (2) 第20条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止があったとき。

4 総合オープン通信網サービスに係る利用者が、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。

第22条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

（当社又は協定事業者の契約約款等による制約）

第23条 総合オープン通信網契約者は、当社、契約事業者又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、相互接続協定に基づき総合オープン通信網と接続する協定事業者の電気通信回線を使用し、又は総合オープン通信網サービスと一体的に利用する契約事業者の電気通信サービスを利用することができない場合においては、総合オープン通信網サービスに係る通信を行うことはできません。

第7章 回線相互接続

(回線相互接続)

第24条 総合オープン通信網契約者は、その端末回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線と当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合には、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関して、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。
- 3 総合オープン通信網契約者は、その接続について、第1項の規定により契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合には、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 総合オープン通信網契約者は、その接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第25条 当社が提供する総合オープン通信網サービスに係る料金は、基本利用料（料金表第1（基本利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する総合オープン通信網サービスに係る工事に関する費用は、工事費（料金表第2（工事費）に定める工事費をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第26条 総合オープン通信網契約者は、その総合オープン通信網契約に基づいて当社が総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して総合オープン通信網契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供する総合オープン通信網サービスの態様に応じて、定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により総合オープン通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、総合オープン通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、総合オープン通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、総合オープン通信網契約者は、次の場合を除いて、総合オープン通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態（総合オープン通信網サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄から4欄までに該当する場合及びDSL方式に起因す	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料

<p>る事象（その他社接続回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信設備等からの信号の漏洩又は他社接続回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その他社接続回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）となる場合をいいます。以下同じとします。）により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	
<p>2 当社の故意又は重大な過失により、その総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料</p>
<p>3 加入契約回線等、端末回線等、利用契約回線若しくは他社接続回線の移転、他社接続回線接続変更又は相互接続点の所在場所の変更に伴って、総合オープン通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（総合オープン通信網契約者の都合により、総合オープン通信網サービスを利用しなかった場合であって、総合オープン通信網サービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料</p>
<p>4 総合オープン通信網サービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料</p>

3 第1項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、総合オープン通信網サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他総合オープン通信網契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなかった場合であっても、総合オープン通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、総合オープン通信網契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信を行うことができないため、総合オープン通信網サービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、他社接続通信を全く行うことができない状態（その他社接続回線又は加入契約回線等による全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、総合オープン通信網サービスを全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料</p>
<p>2 他社接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社の総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料</p>

- 4 前3項の規定にかかわらず、当社が別に定める定額利用料の扱いについて、料金表第1（基本利用料）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第27条 総合オープン通信網契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその総合オープン通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 総合オープン通信網契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第28条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第29条 総合オープン通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第30条 総合オープン通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第31条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している総合オープン通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、総合オープン通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する総合オープン通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

第9章 最低利用期間

(最低利用期間)

第32条 総合オープン通信網サービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社が総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。

ただし、料金表通則に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

3 総合オープン通信網契約者は、当社が特に認めた場合を除き前項の最低利用期間内に総合オープン通信網契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

第10章 保守

(総合オープン通信網契約者の維持責任)

第33条 総合オープン通信網契約者は、その端末回線等又は他社接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(総合オープン通信網契約者の切分責任)

第34条 総合オープン通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が端末回線等又は他社接続回線に接続されている場合であって、総合オープン通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、総合オープン通信網契約者から要請があったときは、当社は、総合オープン通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を総合オープン通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により、当社又は契約事業者の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、総合オープン通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、総合オープン通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(修理又は復旧の順位)

第35条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第22条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

	<p>ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの</p> <p>選挙管理機関に設置されるもの</p> <p>別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの</p> <p>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの</p> <p>その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）</p>
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第36条 当社は、総合オープン通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、その総合オープン通信網サービスが全く利用できない状態（当該総合オープン通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該総合オープン通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合において、当社は、総合オープン通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該総合オープン通信網サービスに係る料金表第1（基本利用料）に定める定額利用料の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1（基本利用料）に定める利用料（総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、総合オープン通信網サービスの提供をしなかったことの原因が、DSL方式に起因する事象又は本邦のケーブル陸揚局若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、総合オープン通信網サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、総合オープン通信網サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第37条 当社は、総合オープン通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、総合オープン通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても

、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、IPルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に端末回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第38条 当社は、総合オープン通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした総合オープン通信網契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る総合オープン通信網契約者の義務)

第39条 総合オープン通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 総合オープン通信網契約に基づき設置された電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置する等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、総合オープン通信網契約に基づき設置された電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 総合オープン通信網契約に基づき設置された電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 総合オープン通信網サービスを利用して同一のユーザIDにより同時に2以上の通信を行わないこと。

(6) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に届け出ること。

(7) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、総合オープン通信網サービスを利用しないこと。

2 当社は、総合オープン通信網契約者の行為が別記4に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第7号の義務に違反したものとみなします。

3 総合オープン通信網契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

(総合オープン通信網契約者からの端末回線等の設置場所の提供等)

第40条 総合オープン通信網契約者からの端末回線等の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(総合オープン通信網契約者からの通知)

第41条 総合オープン通信網契約者は、利用する他社接続回線又は利用回線について、協

定事業者の定める契約約款等の規定による当社が別に定める変更等があったときは、その内容について、速やかに契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める変更等は、次のとおりとします。

- (1) 他社接続回線又は利用回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- (2) 他社接続回線又は利用回線に係る契約の解除
- (3) 他社接続回線又は利用回線に係る品目等の変更その他の変更

(総合オープン通信網契約者の氏名等の通知)

第42条 当社は、協定事業者から要請があったときは、総合オープン通信網契約者（その協定事業者と総合オープン通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第43条 総合オープン通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な総合オープン通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(総合オープン通信網契約者に係る情報の利用)

第44条 当社は、総合オープン通信網契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、総合オープン通信網契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。

(協定事業者等による総合オープン通信網サービスに係る料金の回収代行)

第45条 当社は、当社がこの約款の規定により総合オープン通信網契約者に請求することとした総合オープン通信網サービスに係る料金について、当社の代理人として、協定事業者等（契約事業者又は当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

2 前項の規定により、協定事業者等が請求した料金について、その総合オープン通信網契約者が協定事業者等が定める支払期日を超えてもなおその協定事業者等に支払わないときは、当社は、その総合オープン通信網契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(総合オープン通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第46条 当社は、当社が指定する総合オープン通信網サービス取扱所において、総合オープン通信網サービスを利用するうえで参考となる別記16の事項を記載した技術資料を閲

覧に供します。

(法令に規定する事項)

第47条 総合オープン通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6から10までに定めるところによります。

(閲覧)

第48条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第49条 総合オープン通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記11から14及び15に定めるところによります。

別記

1 総合オープン通信網サービスの提供区間

当社の総合オープン通信網サービスは、相互接続点、端末回線の終端又は網接続点と相互接続点、端末回線の終端又は網接続点との間（1の端末回線の終端、1の端末回線の終端又は1の網接続点に終始する場合があります。）において提供します。この場合において、総合オープン通信網サービスの端末回線に係る提供区域は、次表に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

区 分	都 道 府 県 の 区 域
提供区域 1	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
提供区域 2	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

2 総合オープン通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により総合オープン通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 総合オープン通信網契約者の氏名等の変更

- (1) 総合オープン通信網契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 総合オープン通信網契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 総合オープン通信網契約者の禁止行為

総合オープン通信網契約者は、総合オープン通信網サービスの利用にあたり、以下の

行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 総合オープン通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) その他法令に違反する行為
- (14) (1) から (13) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 総合オープン通信網契約者からの端末回線等の設置場所の提供等

- (1) 端末回線又は他社接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、端末回線等又はその他の電気通信設備の設置に必要な場所は、その総合オープン通信網契約者から提供していただきます。
ただし、総合オープン通信網契約者から要請があったときは、当社は、その端末回線等又はその他の電気通信設備の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が総合オープン通信網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、総合オープン通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 総合オープン通信網契約者は、端末回線又は他社接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 総合オープン通信網契約者は、その端末回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事

業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 総合オープン通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 総合オープン通信網契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 総合オープン通信網契約者は、その端末回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、端末回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、総合オープン通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、総合オープン通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、総合オープン通信網契約者は、その自営端末設備を端末回線等から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 総合オープン通信網契約者は、その端末回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 総合オープン通信網契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 総合オープン通信網契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 総合オープン通信網契約者は、その端末回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

端末回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

11 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その総合オープン通信網契約者に代わって社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）又はJPRS等にIPアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名の割当て、変更、移転若しくは廃止の申請手続き等を行います。
- (2) (1)の場合において、総合オープン通信網契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第3（附帯サービスに関する料金）に定める手数料を支払っていただきます。
- (3) 総合オープン通信網契約者は、ドメイン名（当社が別に定めるものに限りです。）を利用している場合は、当社が別に定めるところにより、料金表第3（附帯サービスに関する料金等）に定める手数料を支払っていただきます。

12 支払証明書の発行

- (1) 当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、その契約者に係る総合オープン通信網サービスの支払証明書を発行します。

(2) 総合オープン通信網契約者は、前項の請求をし、その支払証明書又は利用明細書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第3（附帯サービスに関する料金等）に定める発行料等を支払っていただきます。

13 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、総合オープン通信網契約の申込みをする者又は総合オープン通信網契約者から要請があったときは、総合オープン通信網サービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

14 端末設備の提供

当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。

15 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

16 総合オープン通信網サービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件 (3) 論理的条件
--

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）を、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、月額料金について、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、この約款に定める税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

(月額料金の日割)

- 5 月額料金の日割は、次のとおりとします。
当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 料金月の初日以外の日に総合オープン通信網サービスの提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の初日以外の日に総合オープン通信網契約の解除又は端末設備の廃止があったとき。
 - ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - エ 料金表第1（基本利用料）に定めるプランの変更があったとき。
 - オ 第26条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - カ 料金月の初日に総合オープン通信網サービスの提供を開始し、その日にその総合オープン通信網契約の解除又は端末設備の廃止があったとき。
 - キ 起算日の変更があったとき。

(利用料の日割)

- 7 当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に総合オープン通信網サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に総合オープン通信網契約の解除があったとき。
 - (3) 料金表第1（基本利用料）に定める品目等の変更があったとき。
 - (4) 料金月の初日に総合オープン通信網サービスの提供を開始し、その日にその総合オープン通信網契約の解除があったとき。
 - (5) 起算日の変更があったとき。

8 7の規定による利用料の日割は、料金月の日数により行います。

(端数処理)

9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

10 総合オープン通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

12 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

13 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が(税抜価格)1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

14 当社は、13の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、総合オープン通信網契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

15 当社は、料金又は工事に関する費用について、総合オープン通信網契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注)「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

16 第26条(定額利用料の支払義務)から第27条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

17 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の総合オープン通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

- 18 総合オープン通信網サービスには、長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。
- 19 総合オープン通信網契約者は、以下に該当する場合を除き最低利用期間内に総合オープン通信網契約の解除があった場合は、第26条（定額利用料の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
- (1) 総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合
- (2) その他当社が認めた場合

(料金等の請求)

- 20 当社が総合オープン通信網サービス契約者に対して有する本サービスに係る料金その他の全ての債権は、発生と同時に当社からKDDI株式会社に譲渡のうえ、KDDI株式会社から請求されます。総合オープン通信網サービス契約者はこれを事前に承諾したものとします。。

第1 基本利用料

(1) 適用

総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第26条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容				
(1) タイプに係る料金の適用	<p>ア 当社は、総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="427 555 592 887">タイプⅠ</td> <td data-bbox="592 555 1406 887"> <p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1（プラン2（1Gb/sのものを除きます。注）のものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの 注 メニュー5-1 プラン2（1Gb/sのものを除きます。）のもの Bフレッツ ベーシックタイプ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 887 592 1995">タイプⅡ</td> <td data-bbox="592 887 1406 1995"> <p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス（メニュー5-2のものに限ります。注）に係る利用回線を使用して行うもの 注 メニュー5-2のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 100Mb/sのⅡ-1型（フレッツ光ネクスト マンションタイプ）のもの (2) 100Mb/sのⅡ-2型（フレッツ光ライト）のもの (3) 200Mb/s（フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ）のもの (4) 1Gb/s（（5）のものを除きます。）（フレッツ光ネクスト マンション・ギガラインタイプ）のもの (5) 1Gb/s（無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。）（フレッツ光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ）のもの 2. 西日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 100Mb/sのカテゴリー1（Bフレッツマンションタイプ）のもの（以下「Bフレッツマンション」といいます。） (2) 100Mb/sのカテゴリー2（フレッツ・光プレミアム マンションタイプ）のもの（以下「光プレミアム マンション」といいます。） (3) 100Mb/sのカテゴリー3-1（フレッツ </td> </tr> </table>	タイプⅠ	<p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1（プラン2（1Gb/sのものを除きます。注）のものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの 注 メニュー5-1 プラン2（1Gb/sのものを除きます。）のもの Bフレッツ ベーシックタイプ</p>	タイプⅡ	<p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス（メニュー5-2のものに限ります。注）に係る利用回線を使用して行うもの 注 メニュー5-2のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 100Mb/sのⅡ-1型（フレッツ光ネクスト マンションタイプ）のもの (2) 100Mb/sのⅡ-2型（フレッツ光ライト）のもの (3) 200Mb/s（フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ）のもの (4) 1Gb/s（（5）のものを除きます。）（フレッツ光ネクスト マンション・ギガラインタイプ）のもの (5) 1Gb/s（無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。）（フレッツ光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ）のもの 2. 西日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 100Mb/sのカテゴリー1（Bフレッツマンションタイプ）のもの（以下「Bフレッツマンション」といいます。） (2) 100Mb/sのカテゴリー2（フレッツ・光プレミアム マンションタイプ）のもの（以下「光プレミアム マンション」といいます。） (3) 100Mb/sのカテゴリー3-1（フレッツ
タイプⅠ	<p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス（メニュー5-1（プラン2（1Gb/sのものを除きます。注）のものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの 注 メニュー5-1 プラン2（1Gb/sのものを除きます。）のもの Bフレッツ ベーシックタイプ</p>				
タイプⅡ	<p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス（メニュー5-2のものに限ります。注）に係る利用回線を使用して行うもの 注 メニュー5-2のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 100Mb/sのⅡ-1型（フレッツ光ネクスト マンションタイプ）のもの (2) 100Mb/sのⅡ-2型（フレッツ光ライト）のもの (3) 200Mb/s（フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ）のもの (4) 1Gb/s（（5）のものを除きます。）（フレッツ光ネクスト マンション・ギガラインタイプ）のもの (5) 1Gb/s（無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。）（フレッツ光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ）のもの 2. 西日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 100Mb/sのカテゴリー1（Bフレッツマンションタイプ）のもの（以下「Bフレッツマンション」といいます。） (2) 100Mb/sのカテゴリー2（フレッツ・光プレミアム マンションタイプ）のもの（以下「光プレミアム マンション」といいます。） (3) 100Mb/sのカテゴリー3-1（フレッツ 				

		<p>ツ光ネクスト マンションタイプ) のもの (4) 100Mb/sのカテゴリ-3-2 (フレッツ光ライト マンションタイプ) のもの (5) 200Mb/s (フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ) のもの (6) 1Gb/s (フレッツ光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ集) のもの</p>
	<p>タイプⅢ</p>	<p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(当社が別に定めるものに限ります。))のものに限ります。)に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの 注 当社が別に定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 100Mb/s プラン1 (Bフレッツ ビジネスタイプ) のもの (以下「Bフレッツ ビジネス」といいます。) (2) 1Gb/s プラン5 (フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプ) のもの (3) 1Gb/s プラン4-2 (フレッツ 光ネクスト プライオ10) のもの 2. 西日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 100Mb/s プラン1 (Bフレッツ ビジネスタイプ) のもの (2) 1Gb/s プラン2 (フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプ) のもの
	<p>タイプⅣ</p>	<p>協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(当社が別に定めるものに限ります。))のものに限ります。)に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの 注 当社が別に定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東日本電信電話株式会社に係るもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 100Mb/sのⅡ-1型のプラン3-1 (フレッツ 光ネクスト ファミリー) のもの (2) 100Mb/sのⅡ-2型 (フレッツ 光ライト ファミリー) のもの (3) 200Mb/s (フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピード) のもの (4) 1Gb/sのプラン3-1 ((5)のものを除きます。)(フレッツ 光ネクスト ファミリーギガラインタイプ) のもの (以下「ファミリーギガライン」といいます。) (5) 1Gb/sのプラン3-1 (無線LAN対応

		<p>型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。) (フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ) のもの (以下「ギガファミリースマート」といいます。)</p> <p>(6) 1Gb/sのプラン4-1 (フレッツ 光ネクスト プライオ1) のもの (以下「プライオ1」といいます。)</p> <p>2. 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(1) 100Mb/sのプラン3 (Bフレッツ ファミリー100) のもの (以下「Bフレッツ ファミリー」といいます。)</p> <p>(2) 100Mb/sのプラン4 (フレッツ 光プレミアムファミリー) のもの (以下「光プレミアムファミリー」といいます。)</p> <p>(3) 100Mb/sのプラン5-1 (フレッツ 光ネクスト ファミリー) のもの (1. (1)) のものとあわせて以下「光ネクスト ファミリー」といいます。)</p> <p>(4) 100Mb/sのプラン5-2型 (フレッツ 光ライト ファミリー) のもの (1. (2)) のものとあわせて以下「光ライト ファミリー」といいます。)</p> <p>(5) 200Mb/s (フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピード) のもの</p> <p>(6) 1Gb/sのプラン3 (フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピード集) のもの</p>	
	<p>備考</p>	<p>1 総合オープン通信網サービスは、当該総合オープン通信網サービスに係る利用者が利用回線又は端末回線 (当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。) を使用して相互接続点に接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>2 総合オープン通信網サービスに係る通信は、相互接続点、端末回線の終端、NSPIXPとの接続点、網接続点又は分界点 (契約業者と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線の間点をいいます。以下同じとします。) との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、取扱所交換設備、NSPIXPとの接続点、網接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>3 当社は、1の総合オープン通信網契約ごとに1のユーザID</p>	

	<p>を定め、総合オープン通信網契約者にお知らせします。</p> <p>4 当社は、1のユーザIDごとにIPアドレスを付与します。</p> <p>5 当社は、1の総合オープン通信網契約ごとに総合オープン通信網契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>6 当社は、総合オープン通信網契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。</p> <p>イ 総合オープン通信網契約者は総合オープン通信網サービスのタイプの変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第8条（総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	
<p>(2) プランに係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p>	
	<p>プラン0 (商品名：動的IP)</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、通信の都度、1個のグローバルIPアドレスを動的に付与するもの</p>
	<p>プランI (商品名：1個(/32))</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ1個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p>
	<p>プランII (商品名：8個(/29))</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ8個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p>
	<p>プランIII (商品名：16個(/28))</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ16個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p>
	<p>プランIV (商品名：32個(/27))</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ32個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p>
	<p>プランV (商品名：64個(/26))</p>	<p>発信端末を特定するIPアドレスについて、あらかじめ64個のグローバルIPアドレスを付与するもの</p>
	<p>備考 ア タイプごとに利用可能なプランの種別は次表のとおりとします。</p>	
<p>種類</p>	<p>利用可能なプラン</p>	

タイプ I	プラン0 以外	
タイプ II	Bフレッツ マンション又は光プレミアム マンション	プラン I 及びプラン II
	上記以外	プラン0、プラン I 及びプラン II
タイプ III	Bフレッツ ビジネス	プラン0 以外
	上記以外	全て
タイプ IV	Bフレッツ ファミリー又は光プレミアム ファミリー	プラン I、及びプラン II 及びプラン III
	上記以外	プラン0、プラン I、及びプラン II 及びプラン III

イ 総合オープン通信網契約者は、総合オープン通信網サービスのプランの変更の請求をすることができます。

ウ 当社は、イの請求があったときは、第8条（総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(3) コースに係る料金の適用

ア 当社は、総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたってコースを定めます。

区 分	内 容
コース I	コース II 以外のもの
コース II (商品名： with F+)	端末回線を使用して行うもの

備考

1 コース II は、タイプ IV（光ライト ファミリー及びギガファミリースマート、プライオ1、Bフレッツファミリー、光プレミアムファミリーに係るものを除きます。）に限り提供します。

2 コース II には以下の保守タイプがありいずれか1の種類を選択していただきます。

区 分	内 容
保守タイプ 1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、コース II の総合オープン通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="435 221 679 349"></td> <td data-bbox="679 221 1337 349">その受け付けた時刻以後の直近のものとし ます。)においてその修理又は復旧を行う もの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 349 679 394">保守タイプ2</td> <td data-bbox="679 349 1337 394">保守タイプ1以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="435 394 1337 589"> 備考 総合オープン通信網契約者は、保守タイプ2を選択する 場合、(2)(料金額)に定める加算額の支払を要します 。 </td> </tr> </table>		その受け付けた時刻以後の直近のものとし ます。)においてその修理又は復旧を行う もの	保守タイプ2	保守タイプ1以外のもの	備考 総合オープン通信網契約者は、保守タイプ2を選択する 場合、(2)(料金額)に定める加算額の支払を要します 。	
	その受け付けた時刻以後の直近のものとし ます。)においてその修理又は復旧を行う もの						
保守タイプ2	保守タイプ1以外のもの						
備考 総合オープン通信網契約者は、保守タイプ2を選択する 場合、(2)(料金額)に定める加算額の支払を要します 。							
(4) 長期継続 利用に係る 定額利用料 の適用	<p>イ 総合オープン通信網契約者は、総合オープン通信網サービスのコースの変更の請求をすることはできません。</p> <p>ウ 当社は、総合オープン通信網契約者(コースⅡのものに限ります。)に対し、屋内配線を提供します。</p> <p>ア 当社は、総合オープン通信網契約者(コースⅠに係るものに限ります。)から、総合オープン通信網契約について、下表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、(2)(料金額)に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="427 1061 1370 1229"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1061 799 1106">継続して利用する期間</th> <th data-bbox="799 1061 1370 1106">定額利用料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1106 799 1229">3年間</td> <td data-bbox="799 1106 1370 1229">(2)(料金額)に規定する額に0.1 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その総合オープン通信網サービスの提供を開始した日)から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただ</p>	継続して利用する期間	定額利用料の減額(月額)	3年間	(2)(料金額)に規定する額に0.1 を乗じて得た額		
継続して利用する期間	定額利用料の減額(月額)						
3年間	(2)(料金額)に規定する額に0.1 を乗じて得た額						

	<p>きます。</p> <p>ただし、その廃止が、当社又は第5種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) 総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合</p> <p>(イ) その他当社が認めた場合</p>
--	---

(2) 料金額

ア コースⅠに係るもの

(ア) タイプⅠのもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
プランⅠ	25,500円
プランⅡ	34,500円
プランⅢ	34,500円
プランⅣ	84,500円
プランⅤ	134,500円

(イ) タイプⅡのもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
プラン0	3,130円
プランⅠ	9,800円
プランⅡ	18,800円

(ウ) タイプⅢのもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
プラン0	25,000円
プランⅠ	75,000円
プランⅡ	107,000円
プランⅢ	127,000円
プランⅣ	160,000円
プランⅤ	190,000円

(エ) タイプⅣのもの

① ②以外のもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
プラン0	3,130円
プランⅠ	9,800円
プランⅡ	18,800円
プランⅢ	18,800円

② プライオ1に係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
プラン0	7,300円
プランI	20,000円
プランII	29,000円
プランIII	46,000円

イ コースIIに係るもの

- (ア) (イ)以外の部分
タイプIVのもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
プラン0	4,630円
プランI	11,300円
プランII	20,300円
プランIII	20,300円

(イ) 端末回線に係る部分

① 基本額

a 提供区域1に係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)	
タイプIV	ファミリーギガライン	4,300円
	上記以外	4,100円

b 提供区域2に係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
タイプIV	4,300円

② 保守タイプに係る加算額

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
保守タイプ2	3,000円

第2 工事費

1 総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第27条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用									
ア 工事費の適用	工事費は、以下の工事ごとに適用します。 (ア) 利用の開始に関する工事（プラン0に係るものを除きます。） (イ) 端末回線に関する工事								
イ 端末回線に関する工事費	ア 端末回線に関する工事費は、次の場合に適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置に関する工事</td> <td>端末回線の設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>品目の変更に関する工事</td> <td>端末回線に係る品目の変更を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>移転に関する工事</td> <td>同一の構内又は同一の建物内において端末回線の移転を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工 事 費 の 適 用	設置に関する工事	端末回線の設置の場合に適用します。	品目の変更に関する工事	端末回線に係る品目の変更を行う場合に適用します。	移転に関する工事	同一の構内又は同一の建物内において端末回線の移転を行う場合に適用します。
	区 分	工 事 費 の 適 用							
	設置に関する工事	端末回線の設置の場合に適用します。							
	品目の変更に関する工事	端末回線に係る品目の変更を行う場合に適用します。							
移転に関する工事	同一の構内又は同一の建物内において端末回線の移転を行う場合に適用します。								
備考	端末回線に関する工事費は、総合オープン通信網サービス（コースⅡに係るものに限りません。）に係る端末回線の工事について適用します。								

(2) 工事費の額

区 分		単 位	工事費の額 (税抜価格)
ア 利用の開始に関する工事		1のユーザIDごとに	3,000円
イ 端末回線に関する工事	設置に関する工事	1の工事ごとに	27,900円
	移転に関する工事	1の工事ごとに	9,300円

第3 附帯サービスに関する料金等

1 手数料

(1) 適用

手数料の適用については、別記11（IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
手数料の適用	ア JPRSが割り当てる汎用JPドメイン名を変更することはできません。 イ 当社は、ドメイン名維持管理料については、日割は行いません。

(2) 料金額

ア JPNICが割り当てるIPアドレスに係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手 数 料 の 額 (税抜価格)
IPアドレスの割当てに係るもの		
① IPアドレスの数が255個までのもの	1の申請ごとに	6,000円
② IPアドレスの数が255個を超えるもの	1の申請ごとに	10,000円

イ JPNICが割り当てるIPv6アドレスに係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手 数 料 の 額 (税抜価格)
申請手数料	1の申請ごとに	1,000円

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手 数 料 の 額 (税抜価格)
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに年額	4,600円

ウ JPRSが割り当てるドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手 数 料 の 額 (税抜価格)
ドメイン名の割当てに係るもの	1ドメイン名ごとに	6,000円
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名ごとに	30,000円
指定事業者（JPRSが定める指定事業者をいいます。）の変更に係るもの	1ドメイン名ごとに	3,000円

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手 数 料 の 額 (税抜価格)
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごと に年額	3,600円

2 発行料等

(1) 発行料

ア 適用

発行料の適用については、別記12（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書に係る発行料の適用	総合オープン通信網契約者は、イ（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行料の支払いを要しません。

イ 料金額

支払証明書に係るもの

区 分	単 位	発 行 料 の 額 (税抜価格)
① 支払証明書発行料	支払証明書の発行 1回ごとに	400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

2 端末設備に係る料金等

ア 適用

端末設備に係る料金の適用については、別記14（端末設備の提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
回線終端装置、屋内配線に係る料金の適用	(ア) 回線終端装置の利用料は総合オープン通信網サービス（コースⅡのものに限ります。）に係る端末回線ごとに適用します。 (イ) 屋内配線に係る料金は、端末回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。）ごとに適用します。

イ 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
回線終端装置利用料	1装置ごとに月額	900円
屋内配線に係る料金（端末回線の終端の場合）		

所が提供区域 1 内であるもの)	1 装置ごとに月額	200円
屋内配線に係る料金 (端末回線の終端の場 所が提供区域 2 内であるもの)	1 装置ごとに月額	200円

附 則

(実施期日)

この約款は、平成28年7月1日から実施します。